

資料1

農 技 第 7 7 4 号  
令和7年2月10日

山形県農林水産技術会議  
会 長 西 澤 隆 様

山形県知事 吉村美栄子

農作物の奨励品種及び優良品種の改廃について（諮問）

消費者の多様なニーズや内外の産地間競争の激化に対応した農畜産物の生産を推進するため、山形県農林水産技術会議条例第2条の規定により、別紙事項について諮問いたします。

## 諮 問 事 項

### 諮問第 1 号 果樹奨励品種の改廃について

- 1 おうとう「山形C12号（やまがた紅王）」を優良品種から奨励品種に編入する。

#### 【諮問の内容】

さくらんぼ「山形C12号（やまがた紅王）」は、令和2年に優良品種に採用された。苗木が販売開始された平成30年からの6年間で、32,002本が導入され、栽培面積（推計）は160haとなっている。出荷量（推計）は、本格販売を開始した令和5年が17t、令和6年が31tと順調に増加し、生産・流通現場から栽培性や品質等に一定の評価が得られている。今後も需要の拡大が見込まれ、一層の普及拡大を図っていくため、奨励品種に編入する。

### 諮問第 2 号 水稻優良品種の改廃について

- 1 水稻「出羽きらり」を優良品種から除外する。

#### 【諮問の内容】

水稻「出羽きらり」は、平成27年に優良品種に採用され、平成27年には206haで作付されたが、品種構成の変遷に伴い、令和6年には栽培面積が38haまで減少したため、優良品種から除外する。

### 諮問第 3 号 飼料作物優良品種の改廃について

- 1 飼料用とうもろこし「パイオニアデント36B08」を優良品種から除外する。

#### 【諮問の内容】

飼料用とうもろこし「パイオニアデント36B08」は、種子が供給されなくなったことから、優良品種から除外する。